

業務指示書（小規模）

北米・中南米地域カリブ地域水産物流通情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年9月18日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年9月24日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水産分野に係るBD/OD/DD/SV

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（北米・中南米地域 及びその他 中南米）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年9月27日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円 , US\$1 = 98.100 円 , EUR1 = 130.100 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価 (技術評価) を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／運営・維持管理計画
機材計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.66 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年10月10日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

北米・中南米地域カリブ地域水産物流通情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	11.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 業務主任/運営・維持管理計画	(40.00)	(32.00)
イ 類似業務の経験	16.00	13.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	3.00
ハ 語学力	6.00	5.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	8.00	6.00
ホ その他学位、資格等	6.00	5.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(8.00)
イ 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項: 機材計画	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

カリブ諸国は、国ごとに多少の違いはあるものの、概ね農業と観光業に大きく依存している。農業では、バナナ、香辛料など主要な輸出品となる農産物を産出しているが、国際市場の価格変動の影響を大きく受けるため不安定な状況にある。一方、観光業は、主に米国からの観光客が多く訪れ、外貨獲得の重要な産業となっている。観光業は、各種サービス業との繋がりを保ちながらその重要性を増しており、フィッシュ・フライデーのような屋台での料理提供が観光イベントとなるなど、観光業と水産業との関連も出てきている。また、水産業については、アンティグア・バーブーダを除いては輸出できる十分な体制を有していないものの、国内では伝統的の主要産業であることに加え、収穫された漁獲物は、各国国民にとって重要なタンパク源となっている。

こうしたカリブ諸国の水産業の重要性を反映して、我が国では、1980年代終わり頃からカリブ地域各国に対し、水産施設・設備等のインフラ開発や水産アドバイザーの派遣など無償資金協力や技術協力を行ってきた。

我が国無償資金協力及び技術協力は同地域の水産業の発展に寄与してきたが、近年の気候変動の影響と思われる海象の変化による漁場の移動、度重なるハリケーンなどの自然災害による水産施設への被害や老朽化などにより、我が国の協力で整備した施設や機材の中には本来の機能が低下したものもみられるようになった。こうした事態に、各国政府も独自で種々対策を講じてきているものの、経済規模が小さく国家予算も少ないことから十分な対応ができないのが実情であり、我が国に対するさらなる協力ニーズが存在する可能性が高い。

このような背景から、我が国がこれまで無償資金協力により、多くの施設や機材を整備してきたグレナダ、セントビンセント、セントルシア、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、セントクリストファー・ネイヴィスのカリブ地域6ヶ国を対象に、漁業を取り巻く現在の課題と既存の漁業関連施設の供用状況を確認し、今後の水産分野の協力の可能性を検討することを目的として、本基礎情報収集・確認調査を実施する。

2. 調査対象国（相手方関係機関）

- (1) グレナダ（農業・国土・林業・水産業・環境省）
- (2) セントビンセント（農業・工業・林業・水産業・村落省）
- (3) セントルシア（農業・水産・村落開発・食糧生産省）
- (4) アンティグア・バーブーダ（農業・土地・住居・環境省）
- (5) ドミニカ（環境・天然資源・都市計画・水産省）
- (6) セントクリストファー・ネイヴィス（農業・協同組合・水産業・土地・住宅省）

3. 業務の目的

無償資金協力（水産無償）を想定し、カリブ地域6ヶ国（グレナダ、セントビンセント、セントルシア、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、セントクリストファー・ネイビス）について、漁業を取り巻く現在の課題とこれまで無償資金協力により整備・導入した既存の漁業関連施設・設備・機材の供用状況を確認し、今後の水産分野の具体的な協力の可能性を検討することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

- (1) 今後約5ヶ年における無償資金協力（水産無償）の実施を想定した具体的な協力の可能性を検討する。
- (2) 対象国における実施済み水産無償事業のうち、機材・設備については完了後7年以上、施設については完了後15年以上経過しているものを中心にその付帯設備、付帯施設及び敷地等周辺環境を含め運用状況の調査を行う。ただし、完了後の経過年数に関わらず、協力の必要性が認められるものについては、調査の対象とすることを妨げない。
- (3) 具体的な協力の可能性の検討にあたっては、原則、上記(2)の条件を満たす機材・設備・施設であり、かつ以下の少なくとも一つを満たしているものであることを条件として、既存機材の修理、新規機材への更新、既存施設・設備の改修、増設、建替え、新規施設・設備・機材の追加投入等を検討する。
 - ア 既存の機材・設備・施設について、プロジェクト完了当時から現在に至るまでそのニーズに顕著な変化がなく、供用状況にも、相手国実施機関等の運営維持管理能力にも問題がないが、老朽化、自然災害等によりその機能が劣化又は喪失してしまった場合
 - イ 既存の機材・設備・施設について、プロジェクト完了当時から現在に至るまでそのニーズに顕著な変化はなく、供用状況にも、相手国実施機関等の運営維持管理能力にも問題がないが、既存の機材・設備・施設以外に追加投入を行うことによりプロジェクト効果の一層の発現が期待でき、追加投入に対する運営維持能力の観点からも問題が想定されない場合
 - ウ プロジェクト完了当時からニーズが質的あるいは量的に変化して、既存の機材・設備・施設だけでは現在のニーズを満たすことができなくなっているが、追加投入により既存の機材・設備・施設も含めた一層の活用が期待でき、追加投入に対する運営維持能力の観点からも問題が想定されない場合

- (4) 本業務においては、従前の無償資金協力の予備調査レベルの調査精度を求めている。仮に協力準備調査を実施する場合には、本業務が協力準備調査内容の検討に十分資するものであり、本業務の成果に協力準備調査に向けた提言や留意事項などを含んでいることが求められる。また、本業務における事業費の概算のうち、機材などカタログや見積もりが入手しやすいものは、機材本体価格、標準的な輸送費・据付け費などを可能な限り算出し、施設に関しては、工事単価や資材費などを調査する。
- (5) 本業務は、今後の我が国の協力の可能性を検討するために実施するものであり、協力の実施を前提とはしていない。業務の実施にあたっては、各国政府関係機関に対し、具体的な協力の実施について過度の期待を抱かせたり、今後の協力の実施が前提であるかのような誤解を与えたりしないよう、十分に留意する。
- (6) 本業務は、6ヶ国を対象とするため、効率的な調査を行うよう、事前に JICA と協議の上、人員配置と調査行程を工夫する。現時点において、現地調査は前半、後半でそれぞれ3カ国ずつ行うことを想定している。

6. 業務の内容

(1) 国内準備作業

- ア 国内で入手可能な対象国の水産業に関する資料や統計データを収集・解析し、対象国における水産業の概要を把握する。
- イ 対象国における実施済み無償資金協力（水産無償）の予備調査報告書や基本設計調査報告書等から事業の詳細を把握する。
- ウ 調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体詳細調査計画を策定し、業務計画書に取りまとめて JICA に説明する。
- エ 各国訪問時の各国政府関係機関への説明用として、調査の目的、調査日程、団員構成、協力依頼事項を取りまとめた資料を作成する。また、必要に応じて、先方政府への質問票を作成する。

(2) 現地調査

- ア 先方政府関係機関への協力依頼
 - 各国政府関係機関に対し、調査の目的、調査日程、団員構成、協力依頼事項等について説明を行う。必要に応じて質問票を手交し、情報の提供や調査への協力を依頼する。
- イ 基礎情報の収集・確認
 - 各国水産業事情について、以下の調査を行う。
 - (ア) 国家開発計画や水産業に関わる政策や開発方針・計画を調査し、各国における水産業の位置づけや開発の方向性を確認する。

- (イ) 水産業に関わる法令、省令を調査し、開発を進めていく上での制約条件や手続きを把握する。特に、水産物流通に関する準拠基準や手続き（衛生管理、品質管理基準、輸出手続き等）における変更の有無については、詳細に確認する。
- (ウ) 国全体の水産業の現状と動向（水揚量、漁法、漁期、販売量・販売価格、市場流通量、輸出量、漁業従事者数、漁船数、流通体系、水産資源量動向等）等の最新のデータを収集し、水産業の実態を把握する。動向確認については、過去10年程度を目途とする。
- (エ) 水産物輸出入の現状と動向（水産物輸出入製品の詳細、量的動向、輸入国・仕向国）に関する最新のデータを収集するとともに、水産物の主たる消費者でもある観光セクターの現状と動向を確認する
- (オ) 他国、他ドナーによる水産分野及び漁村開発分野における近年の協力の実績と現状について調査する。

ウ 実施済み無償資金協力（水産無償）事業の現状及びその周辺環境の把握

各国実施済み案件について以下の調査を行い、それぞれの実施済み案件の現時点における位置付けと求められる機能について確認し、案件ごとに調査結果を取りまとめる。なお、現時点で想定する調査内容は以下のとおりであるが、その他に必要、またはより適切と思われる調査内容・項目があれば、プロポーザルの中でその理由とともに提案を行うこと。

- (ア) 無償資金協力で導入した機材・施設・設備
 - a 施設・設備の供用状況（利用者の種類、利用者数、利用頻度、利用者の満足度、利用価格、使用目的等）
 - b 施設・設備の概況（経年劣化・破損・塩害等の発生状況と施設機能への影響等）
 - c 機材の運用状況（運転時間、(氷などの)生産量・販売量、販売価格等）
 - d 機材の概況（経年劣化・破損・塩害等の発生状況と機材機能への影響等）
 - e 裨益効果・裨益人口
 - f 運営・維持管理状況（運営・維持管理に係る人員体制、技術レベル、運営維持管理を所管する機関の財務状況、予算、収支バランス、利用料徴収制度、利用基準等）
 - g 運営・維持管理に関する課題の有無（代理店の対応状況、スペアパーツの調達状況、機材の取扱説明書やマニュアル等）
- (イ) 無償資金協力事業の周辺環境の把握
 - a 施設・設備・機材へのアクセス方法、アクセス道路の状況
 - b 施設を経由する流通状況（水揚げ量、保蔵量、流通量、取扱い漁獲物の種類・量、入荷元、出荷先等）

- c 施設で生産された氷の使用目的、氷の需給バランス
- d 施設・設備・施設を整備したことによる効果（収穫後ロスの減少、漁民の所得向上等）
- e 施設・設備・機材を利用する漁業者や住民の生活環境（道路、病院、学校、上水道、電力等）
- f 施設・設備・機材を利用する漁業者や住民の生業（生計手段、収入、市場へのアクセス方法等）
- g 施設・設備・機材の周辺における漁業の現状（漁業従事者数、所有漁船数・種類、漁法、水揚げ量、漁獲物の量・種類等）
- h 設備・機材を稼働させる基礎インフラ状況（電力供給、上下水道等）

エ 実施済み無償資金協力事業の問題・課題の分析

- (ア) 上記ウの調査結果から、機材・設備・施設が、プロジェクト当初の目的に対し、想定通りの機能を果たしているかを、案件ごとに検証する。
- (イ) 想定通りの機能を果たしていない場合は、その原因が機材・設備・施設そのものにあるのか、機材・設備・施設に附帯する周辺環境にあるのか、あるいは、当初目的が水産業の現状や自然環境の変化に適合しないことにあるのか等について調査し、詳細を解明する。
- (ウ) 想定通りの機能を果たしていない原因の調査にあたっては、必要に応じて、利用者や関係者へのインタビュー調査を行い、ユーザの視点からの分析も行う。

オ 協力事業内容の精査・絞り込み

上記エの結果を踏まえ、無償資金協力（水産無償）を前提として、我が国による協力が妥当であると考えられる事業（以下「候補事業」という。）を抽出し、これをリスト化する。抽出にあたっては以下の点に留意する。

- (ア) 用地取得や運営維持管理費・人員の確保等、先方負担事項の検討を行い、先方負担による整備が妥当と考えられるコンポーネントについては、候補事業から除外する。
- (イ) 候補事業として、施設・設備・機材を新たに導入する場合には、運営・維持管理の技術レベルに問題がないことが類似の他の事業などから十分推測できること。
- (ウ) 候補事業として、施設・設備・機材を新たに導入する場合には、運営・維持管理に係る経費が十分に確保できることが、実施機関の予算や利用料などから十分に推測できること。
- (エ) 候補事業規模に対する裨益人口規模が、カリブ海諸国の同等の事業と比較して、遜色がないこと。

- (オ) 候補事業としての投入の必要性を十分な根拠となるデータをもって説明できること。
- (カ) 候補事業の実施による効果が、漁業従事者や住民の生計向上や生活環境の改善につながることを、客観的なデータにより説明できること。
- (キ) 候補事業に、保冷箱や漁具などが含まれる場合には、その更新の必要性とともに、先方や漁民が負担できない理由を明確し、支援の対象としての妥当性を説明できること。

カ JICA との協議

上記オの結果を随時 JICA と共有し、必要に応じて協議を行う。

キ 候補事業についての詳細調査

候補事業について、詳細な調査を実施して、以下の点について確認する。
詳細な内容や進め方については、プロポーザルにおいて提案を行うこととする。

- (ア) 用地取得の要否
- (イ) 運営・維持管理計画（経費、人員の確保、先方負担事項の有無等）
- (ウ) 技術的妥当性
- (エ) 事業計画額
- (オ) 無償資金協力を実施した場合の効果に係る評価及び評価指標案
- (カ) 環境社会への負荷が想定される場合には、その代替案及び対策案

ク 環境社会配慮

- (ア) 候補事業について、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」に基づき、スクリーニングを実施する。
- (イ) 環境影響評価（EIA）の必要性を先方政府の法的根拠に基づき文書により確認し、併せて詳細手続きや実施方法を確認する。
- (ウ) 施設や設備の改修・新設が想定される場合は、当該施設・設備の利用者（新規に利用者になりうる者も含め）への施工期間中や施工後の影響の有無について調査を行う。
- (エ) 施設改修が想定される場合は、サイトの工事用地を含む土地確保、土地利用状況及び権利関係等を確認するとともに、土地所有権について書面をもって確認する。

ケ 協力準備調査実施に関する提言、留意事項の確認

候補プロジェクトそれぞれについて、協力準備調査を実施することを想定して、以下について対応する。

- (ア) 協力準備調査の基本方針、要員構成、主な調査内容、調査範囲、留意事項等を検討する。
- (イ) 協力準備調査の中で自然条件調査（地形測量、水質調査、地質調査、気象調査、海象調査、堆砂・洗掘調査等）及び社会経済状況調査を実施することが想定される場合は、その実施方針、実施方法、調査項目を検討する。また、これらの現地再委託契約にて実施することが想定される場合には、受注可能な業者数、委託費の概算額等を確認する。
- (ウ) 用地取得が必要とされる場合には、法的手続きを文書により確認する。
- (エ) 土地造成・埋立てが必要とされる場合には、これらにかかる開発許可の取得方法や法的手続きを文書により確認する。
- (オ) 施設・設備の修繕、建替え、増設及び新設を想定している場合には、その規模、範囲、施工方法等について検討する。
- (カ) 上記以外に、協力準備調査の実施にあたって、留意すべき事項があればこれを取りまとめる。

コ ドラフト・ファイナル・レポートの作成
現地調査結果の概要をとりまとめる。

(4) 国内取り纏め作業

ア ドラフト・ファイナル・レポートの協議

ドラフト・ファイナル・レポートに基づき、JICA に報告・協議する。

イ ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する JICA からのコメントを検討の上、本調査全体の成果をファイナル・レポートに取りまとめ、JICA に提出する。

7. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ウのファイナル・レポートとする。

ファイナル・レポートの仕様、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。報告書が分冊となる場合には、本編と附属書類の関連データの照合が簡易に行えるよう、工夫を施すこと。

(1) 報告書

ア 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約締結日から 10 営業日以内

- 部 数：和文 3 部（簡易製本）、英文 2 部（簡易製本）
- イ ドラフト・ファイナル・レポート
記載事項：現地調査結果の概要等
提出時期：2014 年 1 月下旬
部 数：和文 3 部（簡易製本）
- ウ ファイナル・レポート
記載事項：調査全体の成果（要約を含む）
提出時期：2014 年 2 月中旬
部 数：和文 5 部（製本版）及び CD-R 2 枚（国毎の要約を含む）
英文 2 部（製本版）及び CD-R 2 枚

(2) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上でデータの確認が可能なものについては、情報源として使用した URL を記載すること。

(3) 写真

現地調査時に撮影した写真をファイナル・レポートに添付すること。

以上

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2013年10月下旬より業務を開始し、同年11月中旬より現地調査を行う。その後、2014年2月中旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

項目 \ 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国内準備作業準備		□				
現地調査(1)		■				
現地調査(2)				■		
国内取り纏め作業					□	
報告書等				▲ DF/R	▲ F/R	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目安：約13.3M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

要員計画の構成分野(案)を以下に示す。

- 1) 業務主任／運営・維持管理計画(2号)
- 2) 機材計画(3号)
- 3) 施設・設備設計計画
- 4) 海洋土木／環境社会配慮／自然条件調査
- 5) 水産事情

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 当機構からの参加団員の構成と現地調査工程(案)

本業務の現地調査前半において、当機構から以下のとおり調査団員を派遣することと予定している。業務主任はこれら調査団員に同行すること。

- (1) 団員構成：総括、計画管理(2名)
- (2) 調査工程：約10日間

4. 現地再委託

調査内容のうち、現地再委託により実施するものは想定していないが、現地再委託を行う必要があると考える場合は、プロポーザルにて明確な理由とともに提案すること。また、その経費は見積に含めること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月版）」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

プロポーザルには、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法とけ約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者名および現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

5. 対象国の便宜供与

本調査は、JICAの責任において実施するものであることから、対象6ヶ国からの特別な便宜供与は想定していない。本調査実施にあたり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められているが、JICAは、現地調査開始時における各国政府関係機関への調査内容や調査スケジュールの通知及び調査への協力依頼を行うとともに、主要な訪問先との初回アポイントの取付けを支援する。

6. 配布・閲覧資料

対象6ヶ国における実施済み無償資金協力事業リストは別紙のとおり。また、これら事業の基本設計調査報告書及び予備調査報告書、「カリブ地域における漁業・水産業に係る開発・管理マスタープラン調査最終報告書」は「JICA図書館ポータルサイト」（URL：<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>）にて閲覧・ダウンロードが可能。

7. 機材の調達

現時点において想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。その経費は、見積書に含めること。

以上

カリブ地域（対象6カ国）における実施済み無償資金協力事業（水産無償）リスト

国名	実行名(日本語)	実行名(英語)	開始年度	終了年度	水産無償資金協力(円)	水産無償資金協力(米ドル)	実施主体(国)	実施主体(国際機関)	実施主体(NGO)	実施主体(その他)	実施内容	実施完了日
I アンティグア・バーブーダ	1 帯電線架設計画	The Project for Rehabilitation of Arsenical Fishery	2000	2002	857,000,000	1,326,000,000	計画・実施・公共事業者 アンティグア農業公社	計画・実施・公共事業者 アンティグア農業公社	アンティグア島 バーナム地区 アーリング地区	実施 岸壁、斜堤、水揚げ岸壁、堤防等 建設 機材：岸壁、水汲センター等 機材：製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等	2002/2/25	
	2 水産センター建設計画	The Project for Construction of Fisheries Center	2003	2005	796,000,000	1,260,000,000	計画・実施・公共サービス アンティグア農業公社	計画・実施・公共サービス アンティグア農業公社	バーナム及びアーリングス	建設 水揚げ岸壁、斜堤、加工機、衛生給養機、エンジン機 機材：冷蔵機、製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等 機材：製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等	2005/9/15	
	3 バーンブーダ島専任漁業指導員計画	The Project for Construction of 40 Specialized Fisheries Facilitator in Barbuda Island	2009	2011	1,326,000,000	1,326,000,000	計画・実施・公共サービス アンティグア農業公社	計画・実施・公共サービス アンティグア農業公社	バーナム及びアーリングス	建設 水揚げ岸壁、斜堤、加工機、衛生給養機、エンジン機 機材：冷蔵機、製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等 機材：製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等	2011/7/7	
	4 セント・ジョーンズ水産・資源施設建設計画	The Project for Construction of Fish Landing and Distributing Facilities in Saint John's	1997	1999	1,260,000,000	1,260,000,000	農業団土水産計画者	農業団土水産計画者	セント・ジョーンズ市 パレム通り	建設 水揚げ岸壁、資源施設(事務所、製氷室、冷蔵機、加工場等) 機材：パレット等 機材：製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等	1999/2/31	
	5 グレンビル水産増産改善計画	The Project for Improvement of Fish Marketing for Grenada	2002	2004	1,401,000,000	1,401,000,000	農業団土水産計画者	農業団土水産計画者	セント・ジョーンズ州 グレンビル市及び グランドエドワード	主な建設 水揚げ岸壁、魚市場、道路(ヘアピンカーブ等)、橋梁等 主な機材 海水ポンプ、魚箱、計量秤等	2004/2/25	
	6 ゴーブ島の漁業指導員計画	The Project for Improvement of Traditional Fishing Community Infrastructure at Gouyave	2006	2011	1,170,000,000	1,170,000,000	農業団土水産計画者	農業団土水産計画者	セント・ジョーンズ州 ゴープ地区	建設 水揚げ岸壁、ワーキングアップ機、水汲センター機、漁業指導員計画 機材：ワーキングアップ機、ワーキングアップ機、ワーキングアップ機	2011/1/21	
II グレナダ	7 沿岸漁業開発計画	Coastal Fisheries Development Project	1989	1990	216,000,000	216,000,000	教育文化漁業者	教育文化漁業者	コウガ、グレンビル、 ゴープ、トリリア、 カリスナ	建設 機材：漁網 機材：漁網 機材：漁網	1990/10/22	
	8 セント・ジョージズ漁業施設建設計画	The St. George's Barbados Fisheries Complex Project	1994	1995	289,000,000	289,000,000	農業団土水産計画者	農業団土水産計画者	セント・ジョージズ市 メルヴィル・ストリート	建設 機材：冷蔵機、製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等 機材：冷蔵機、製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等	1995/6/13	
	9 セント・ジョージズ漁業施設建設計画	The St. George's Barbados Fisheries Complex Project	1994	1995	289,000,000	289,000,000	農業団土水産計画者	農業団土水産計画者	セント・ジョージズ市 メルヴィル・ストリート	建設 機材：冷蔵機、製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等 機材：冷蔵機、製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等	1995/6/13	
	10 メルヴィル・ストリート市場管理施設	The Project for Construction of Market	1988	2000	605,000,000	605,000,000	農業団土水産計画者	農業団土水産計画者	セント・ジョージズ市 メルヴィル・ストリート	建設 機材：冷蔵機、製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等 機材：冷蔵機、製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等	2000/6/3	

カリブ地域 (対象6カ国) における実施済み無償資金協力事業 (水産無償) リスト

別紙

国名	案件名(日本語)	案件名(英語)	開始年度	終了年度	外務省(ODA)承認番号	実施機関(ODA)	実施種別	実施内容	備考(内容)	案件実行日
Y ニカラガ	22) 子ナリー漁業基地建設計画	Project for the Construction of Fish Landing-base	1992	1994			漁業無償	漁業無償	漁業無償建設 防波堤 150m、岸壁 70m、堤岸 90m、橋脚 1,500m ² 、 メインビルディング 180m ² 、漁業倉庫 80m ² ×2棟、 クワシヨング 60m ² 、トイレ 32m ² 、 FRP漁船 18隻 漁具漁具等入および子ナリー用漁具の備付 1式 岸壁・堤岸等建設費 21,145 漁具等建設費 145	1994/2/1
	23) 漁業開発センター建設計画	The Fisheries Development Project (Phase 3)	1994	1996			漁業無償	漁業無償	〈建設〉 冷室、冷蔵施設、水産検査、ポーターラック等 〈備付〉 照合紙、パンドック、台秤 等	1996/4/1
	24) 漁業開発センター建設計画	Project for Construction of the Fisheries Development Center	1995	1997			漁業無償	漁業無償	・漁業開発センターの設立 センタービル(建設費約800m ²) クワシヨング(建設費約70m ²) ・主要構築材料 鋼筋鉄骨 1 隻 鋼筋鉄骨 20 隻 鋼筋鉄骨 1 式 鋼筋鉄骨 1 式 鋼筋鉄骨 1 式	1997/4/1

